一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県白河市及び福島県西白河郡西郷村並びに栃木県那須郡那須町

二　地域再生計画の名称　サイクルツーリズム推進事業～観光・健康・復興に輪行で行こう～Part2

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県白河市及び福島県西白河郡西郷村並びに栃木県那須郡那須町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）(五の五①)

○内閣府告示第二千三百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県伊勢崎市、藤岡市及び富岡市並びに群馬県甘楽郡下仁田町、埼玉県熊谷市、本庄市及び深谷市

二　地域再生計画の名称　「上武絹の道」広域連携DMOによる観光連携

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県伊勢崎市、藤岡市及び富岡市並びに群馬県甘楽郡下仁田町、埼玉県熊谷市、本庄市及び深谷市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）(五の五①)

○内閣府告示第二千四百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県比企郡小川町及び秩父郡東秩父村、岐阜県美濃市及び島根県浜田市

二　地域再生計画の名称　ユネスコ和紙ブランド推進連携事業

三　地域再生計画の区域の範囲　埼玉県比企郡小川町及び秩父郡東秩父村、岐阜県美濃市及び島根県浜田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）(五の五①)

○内閣府告示第二千四百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　東京都府中市、福井県あわら市並びに滋賀県大津市

二　地域再生計画の名称　かるたを活用した観光誘客推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　東京都府中市、福井県あわら市並びに滋賀県大津市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）(五の五①)

○内閣府告示第二千四百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県三条市及び新潟県西蒲原郡弥彦村並びに三重県鈴鹿市及び三重県三重郡菰野町

二　地域再生計画の名称　２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県三条市及び新潟県西蒲原郡弥彦村並びに三重県鈴鹿市及び三重県三重郡菰野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）(五の五①)

○内閣府告示第二千四百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県妙高市並びに長野県中野市及び飯山市並びに長野県下高井郡山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村、上水内郡信濃町及び飯綱町並びに下水内郡栄村

二　地域再生計画の名称　信越自然郷におけるDMO構築推進による観光地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県妙高市並びに長野県中野市及び飯山市並びに長野県下高井郡山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村、上水内郡信濃町及び飯綱町並びに下水内郡栄村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）(五の五①)

○内閣府告示第二千四百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県飯田市、静岡県浜松市及び愛知県豊橋市

二　地域再生計画の名称　三遠南信地域情報活用・発信計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県飯田市、伊那市及び駒ヶ根市並びに長野県上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及び宮田村、下伊那郡松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村及び大鹿村、静岡県浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市及び牧之原市並びに静岡県周智郡森町並びに愛知県豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市及び田原市並びに愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）(五の五①)

○内閣府告示第二千四百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び香川県

二　地域再生計画の名称　「農・食・健」連携型「健康・長寿の産業化・地域ブランド化」推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　静岡県及び香川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）(五の五①)

○内閣府告示第二千四百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三